

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮本少第361号					
令和2年3月30日					
宮城県警察本部長					

宮城県警察スクールサポーター運用要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察スクールサポーターについては、「宮城県警察スクールサポーター運用要綱の一部改正について（通達）」（平成25年3月6日付け宮本少第189号）により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察スクールサポーター運用要綱の一部を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の概要

会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、宮城県警察スクールサポーターの身分に関する文言を整備した。

2 施行年月日

令和2年4月1日

別添

宮城県警察スクールサポーター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 責務

スクールサポーターは、地域安全情報、非行等に関する情報を的確に把握し、これを小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」という。）並びに教育委員会等の教育機関（以下「学校等」という。）、自治体、PTA、自主防犯組織等に対して積極的に提供するとともに、小学生、中学生及び高校生（以下「児童生徒」という。）に対する犯罪被害防止教育、非行防止教育等を行い、また、学校等に対して児童生徒の安全に関する指導、助言等を行うことによって、児童生徒の安全確保、非行防止等に資することを責務とする。

第3 身分及び任用

1 身分

スクールサポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であり、任用、服務その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、「宮城県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について（通達）」（令和2年3月13日付け宮本務第447号。以下「会計年度任用職員取扱要綱」という。）によるものとする。

2 任用

スクールサポーターは、警察活動についての認識及び理解を有し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから、警察本部長が任命する。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意を有すること。
- (3) 健康でスクールサポーターの活動に必要な体力を有すること。

第4 服務

- 1 スクールサポーターは、常に人格・識見の向上及び職務執行に必要な知識・技能の習得に努めなければならない。
- 2 スクールサポーターは、その職務を遂行するに当たっては、法令等に従い、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはならない。
- 3 スクールサポーターは、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 スクールサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 5 スクールサポーターは、勤務時間中職務に専念しなければならない。
- 6 スクールサポーターは、その地位を政党又は政治目的のために利用してはなら

ない。

第5 職務

スクールサポーターは、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）の指示を受け、県内の学校における生徒指導や健全育成に関わる活動等の支援を行い、学校等、自治体、PTA、自主防犯組織等と連携し、学校及び地域における児童生徒の犯罪被害防止及び非行防止を図るため、次に掲げる職務を行うものとする。

1 非行防止活動等

(1) 非行防止に関する指導助言

学校等に対する非行防止に関する情報の提供及び非行事案、校内暴力事案等に対する指導助言に関すること。

(2) 街頭補導

非行少年及び不良行為少年（以下「非行少年等」という。）並びにたまり場（コンビニエンスストア、ゲームセンター、空き家、空き店舗等少年がたまりやすい場所をいう。以下同じ。）に関する情報に基づく街頭補導に関すること。

(3) 有害環境の浄化

ア たまり場に対する管理者対策に関すること。

イ 少年の有害図書等の閲覧防止、違法広告物の撤去等少年に有害な影響を与える環境の浄化活動に関すること。

2 犯罪被害防止及び非行防止教育への支援

(1) 犯罪被害防止教室等への支援

犯罪被害防止教室又は不審者侵入対応訓練における警察官及び少年警察補導員（以下「警察官等」という。）と連携した支援に関すること。

(2) 非行防止教室等への支援

非行防止教室又は薬物乱用防止教室における警察官等と連携した支援に関すること。

3 地域安全情報等に関する情報の把握及び提供

(1) 地域安全情報の把握及び提供

学校周辺における犯罪、不審者等の各種情報の把握並びに学校等及び地域住民に対するこれらの情報の提供に関すること。

(2) 非行等に関する情報の把握及び提供

非行少年等及びたまり場に関する情報の把握並びに学校警察連絡協議会、自主防犯組織等に対するこれらの情報の提供に関すること。

4 学校及びその周辺における児童生徒の安全確保対策

(1) 学校の施設・設備の点検及び助言

不審者の侵入防止に配慮した学校施設、不審者侵入時の対応要領等に対する点検及び指導助言に関すること。

(2) 学校周辺等のパトロール活動

学校内外、通学路等におけるパトロール活動及び自主防犯組織、PTA等と連携した合同パトロール活動の実施に関すること。

(3) 地域安全マップの作成支援

地域安全マップの作成に関する学校等と連携した支援に関すること。

5 その他

その他少年課長の指示による児童生徒の安全確保、非行防止等に関すること。

第6 スクールサポーターの派遣等

1 派遣の要請

スクールサポーターの派遣は、学校の校長の要請に基づいて派遣するものとする。

2 要請書の受理等

(1) 少年課長は、スクールサポーターの派遣を要請する学校の校長から、スクールサポーター派遣要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により派遣の要請を受けるものとする。

(2) 要請書は、当該学校を所管する教育委員会を通じて当該学校を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）が送付を受け、要請書を受理した管轄警察署長が、これを少年課長に送付するものとする。ただし、仙台市教育委員会が所管する学校については、少年課長が仙台市教育委員会から要請書を受理することができる。この場合において、少年課長は、管轄警察署長に受理した要請書の写しを送付するものとする。

(3) 当該学校を所管する教育委員会からの管轄警察署長への要請書の送付についてはスクールサポーター派遣要請依頼書（別記様式第2号。以下「依頼書」という。）を、管轄警察署長から少年課長への要請書の送付についてはスクールサポーター派遣要請受理送付書（別記様式第3号）を使用するものとする。

3 受理に係る連絡

少年課長は、要請書を受理したときは、宮城県教育庁の関係課に受理した旨を連絡するものとする。

4 派遣の決定

少年課長は、要請書を受理したとき、又は学校にスクールサポーターを派遣する必要があると認めたときは、当該学校及びこれを所管する教育委員会、宮城県教育庁の関係課並びに当該学校を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）と協議の上、スクールサポーターの派遣について決定するものとする。

5 連絡通知書の送付

少年課長は、スクールサポーターを派遣することを決定したときは、スクールサポーター派遣連絡通知書（別記様式第4号。以下「連絡通知書」という。）により、管轄警察署及び当該学校を所管する教育委員会を経由して、当該学校に通知するものとし、直ちに、管轄警察署長に対して、連絡通知書及びスクールサポーター派遣連絡通知送付書（別記様式第5号）を送付するものとする。ただし、

仙台市教育委員会が所管する学校にスクールサポーターを派遣することを決定したときは、仙台市教育委員会を經由して、当該学校に連絡通知書を送付するものとする。この場合において、管轄警察署長に対しては、連絡通知書の写しを送付するものとする。

6 事前の協議

派遣されるスクールサポーターは、少年課長の指示を受け、当該学校の関係者と事前に十分協議し、学校関係者の理解及び協力の下に、非行防止対策等を進めるものとする。

7 秘密の保持

スクールサポーターは、その職務上知り得た児童生徒の個人情報及び学校関係者に関する情報について、秘密の保持に留意するものとする。

8 派遣期間

スクールサポーターの派遣期間は、最長でおおむね1か月とする。ただし、派遣期間の延長を必要と認める事由がある場合は、少年課長の決定により延長することができる。

第7 危害防止のための措置

少年課長は、スクールサポーターの身体又は財産に危害が及ぶおそれのあるときは、警察官等を同伴させるなど受傷事故を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

第8 警察署長の措置

警察署長は、スクールサポーターに対し管内における少年非行情勢及びスクールサポーターが派遣される学校に関する情報を提供し、その活動が円滑に行われるための必要な措置を講ずるものとする。

第9 研修

少年課長は、スクールサポーターに対し必要に応じて指導教養及び研修を行うものとする。

第10 管轄警察署との連携

スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、管轄警察署と緊密な連携を保持するものとする。

第11 勤務時間及び勤務計画

1 勤務時間

スクールサポーターの勤務時間については、会計年度任用職員取扱要綱で定めるとおりとする。

2 勤務計画

スクールサポーターは、翌月分の勤務計画を、スクールサポーター勤務計画表(別記様式第6号)により毎月25日までに少年課長へ提出しなければならない。

第12 身分証明書等の貸与等

1 身分証明書等の貸与

スクールサポーターに、身分証明書（別記様式第7号）及び腕章（別記様式第8号）を貸与する。

2 身分証明書の携帯等

スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、かつ、腕章を着装しなければならない。ただし、その活動を行う上で支障がある場合にはこの限りでない。

3 身分証明書等の取扱いに係る留意事項

スクールサポーターは、身分証明書及び腕章の取扱いに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 亡失し、又は毀損することのないよう配慮すること。
- (2) 他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 必要がある場合のほか、みだりにこれを誇示したりしないこと。

4 身分証明書等の返納

スクールサポーターは、次のいずれかに該当することになった場合には、直ちに身分証明書及び腕章を返納しなければならない。

- (1) 退職したとき。
- (2) 亡失し、再交付を受けた後、亡失した身分証明書又は腕章を発見し、又は回復したとき。

第13 結果報告

スクールサポーターは、活動結果を活動結果報告書（別記様式第9号）により、少年課長に報告するものとする。

別記様式第1号（第6関係）

年 月 日

宮城県警察本部生活安全部少年課長 殿
（ 教育委員会経由）

学校

校長

印

スクールサポーター派遣要請書
スクールサポーターの派遣を下記のとおり要請します。
記

派遣要請校	所在地 名 称 (校長 電話)
派遣要請 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの間
理 由	
備 考	(学校連絡担当者)

別記様式第2号（第6関係）

年 月 日

宮城県警察本部生活安全部少年課長 殿
（ 警察署経由）

教育委員会
教育長 印

スクールサポーター派遣要請依頼書
スクールサポーターの派遣を下記の学校から受理したことから、スクールサポーターの派遣について依頼します。

記

派遣要請校	所在地 名 称 (校長 電話)
備 考	(教育委員会連絡担当者)

別記様式第3号（第6関係）

生活安全部少年課長 殿

官 生 号 外
年 月 日
警 察 署 長

スクールサポーター派遣要請受理送付書

スクールサポーターの派遣の要請依頼を下記のとおり受理したので、関係書類とともに送付する。

記

受理年月日	年 月 日
派遣要請校	所在地 名 称 (校長 電話)
教育委員会	
備 考	

別記様式第4号（第6関係）

宮本少第 号
年 月 日

学校長（教育長） 殿

宮城県警察本部
生活安全部少年課長

スクールサポーター派遣連絡通知書
スクールサポーターを下記のとおり派遣することとしたので、通知します。
記

派遣学校	所在地 名称 (校長 電話)
派遣 期間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの間
備考	

別記様式第5号（第6関係）

警察署長 殿

宮 本 少 号 外
年 月 日
生活安全部少年課長

スクールサポーター派遣連絡通知送付書
年 月 日付で 学校から要請のあったスクールサポーターの派遣については、下記のとおり決定したことから、関係教育委員会を經由して学校に対してスクールサポーター派遣連絡通知書を交付されたい。

記

派遣学校	所在地 名 称 (校長 電話)
関係教育 委 員 会	
派 遣 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの間
備 考	

生活安全部少年課長 殿

所 属

氏 名

印

スクールサポーター勤務計画表（ 年 月分）

日	曜日	区分	勤 務 内 容	日	曜日	区分	勤 務 内 容
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				注 区分欄については、別に定める勤務割り振り表の区分を記載すること。			

	(表)
	8.5cm
5.5cm	第 号
	身 分 証 明 書 (スクールサポーター証)
	写 真 氏 名
	2.4cm×3.0cm
	(年 月 日生)
	年 月 日交付
	宮 城 県 警 察 本 部 長 印

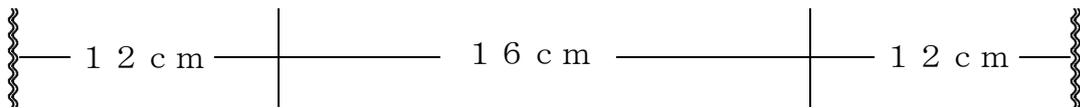
(裏)

宮城県警察スクールサポーター運用要綱（抜粋）

- 第12 身分証明書等の貸与等
- 1 身分証明書等の貸与
スクールサポーターに、身分証明書（別記様式第7号）及び腕章（別記様式第8号）を貸与する。
 - 2 身分証明書の携帯等
スクールサポーターは、その活動を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、かつ、腕章を着装しなければならない。ただし、その活動を行う上で支障がある場合にはこの限りでない。
 - 3 身分証明書等の取扱いに係る留意事項
スクールサポーターは、身分証明書及び腕章の取扱いに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 亡失し、又は毀損することのないよう配慮すること。
 - (2) 他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
 - (3) 必要がある場合のほか、みだりにこれを誇示したりしないこと。
 - 4 身分証明書等の返納
スクールサポーターは、次のいずれかに該当することになった場合には、直ちに身分証明書及び腕章を返納しなければならない。
 - (1) 退職したとき。
 - (2) 亡失し、再交付を受けた後、亡失した身分証明書又は腕章を発見し、又は回復したとき。

別記様式第8号（第12関係）

腕章



- 備考
- 1 地質は、布織物とする。
 - 2 色は、紺地に白文字とする。

別記様式第9号 (第13関係)

整理番号

活動結果報告書

		派遣回数	回
活動年月日	年 月 日 ()		
学 校 名 (活動場所)		担 当 者	
活 動 内 容		指 導 結 果	
備 考			